

平成26年 No.28

○国立大学法人東京学芸大学教育諮問会議規程

制定理由

本学に教育諮問会議を置くことに伴い，必要な事項を定めるものである。

承認経過

平成26年 7 月16日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学教育諮問会議規程を次のように制定する。

平成26年 7 月17日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成26年規程第30号

国立大学法人東京学芸大学教育諮問会議規程

国立大学法人東京学芸大学教育諮問会議規程を，別紙のとおり制定する。

国立大学法人東京学芸大学教育諮問会議規程

平成26年 7 月17日
規 程 第 3 0 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第9条の2の規定に基づき、東京学芸大学教育諮問会議（以下「教育諮問会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(検討事項)

第2条 教育諮問会議は、本学における教員養成等の質の向上に資するため、次に掲げる事項について、学長の諮問に応じ助言及び提案を行う。

- (1) 本学が養成する人材像に関すること。
- (2) 本学のカリキュラムに関すること。
- (3) 現職教員の再教育に関すること。
- (4) その他本学教員養成等の質の向上に関すること。

(組織)

第3条 教育諮問会議は、学長が委嘱する学外有識者の委員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長等)

第5条 教育諮問会議に議長を置き、議長は、委員の互選により定める。

2 議長は、教育諮問会議を招集し、会務を統括する。

3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 教育諮問会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 教育諮問会議の庶務は、関係部課等の協力を得て総務部総務課が処理する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、教育諮問会議の運営等に関し必要な事項は、教育諮問会議が定める。

附 則

1 この規程は、平成26年7月17日から施行する。

- 2 この規程施行後、最初に選出される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。